

平成31年3月26日

平成31年第1回岬町議会定例会

第3日会議録

平成31年第1回(3月)岬町議会定例会第3日会議録

○平成31年3月26日(火)午前10時10分開議

○場 所 岬町議会議場

○出席議員 次のとおり11名であります。

1番 坂原正勝	2番 辻下正純	3番 和田勝弘
5番 道工晴久	6番 松尾匡	7番 反保多喜男
9番 奥野学	10番 出口実	11番 竹原伸晃
12番 小川日出夫	13番 中原晶	

欠席議員 0名
欠 員 1名
傍 聴 0名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代堯	教育次長 澤 憲一
副町長 中口守可	水道事業理事 鶴久森 敦
副町長 松田康博	会計管理者 福井智淑
教育長 笠間光弘	総務部理事 栗山茂雄
まちづくり戦略室長 兼町長公室長 兼政策推進担当課長 川端慎也	しあわせ創造部総括理事 波戸元雅一
総務部長 西 啓介	都市整備部総括理事 早野清隆
財政改革部長 兼財政課長 相馬進祐	総務部理事 兼企画地方創生課長 寺田武司
しあわせ創造部長 松井清幸	財政改革部理事 兼行革推進課長 兼税務課長 阪本 隆
都市整備部長 家永 淳	まちづくり戦略室 副理事兼 人事担当課長 廣田尚司
まちづくり戦略室 危機管理監 竹下雅樹	都市整備部副理事 兼産業観光促進課長 吉田一誠

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 鈴木 真 澄

議会事務局係員 池 田 雄 哉

○会 期

平成31年3月1日から3月26日（26日）

○会議録署名議員

10番 出口 実

11番 竹原 伸 晃

議事日程

日程第1		三常任委員長報告
日程第2	議案第27号	平成31年度岬町一般会計補正予算（第1次）について
日程第3	議案第28号	職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部改正について
日程第4	議案第29号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第5	議案第30号	副町長の選任について
日程第6	報告第2号	債権の放棄の報告について

(午前10時15分 開会)

○道工晴久議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成31年第1回岬町議会定例会3日目を開会いたします。

ただいまの時刻は、午前10時10分です。

本日の出席議員は11名です。欠員1名でございます。

出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。

本定例会には町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより、本日の会議を開きます。

○道工晴久議長 日程第1、三常任委員長報告を議題といたします。

3月5日の本会議において、事業、厚生、総務文教の各常任委員会に付託しました議案について、各常任委員会で慎重に内容の審査をしていただきました結果を、三常任委員長から報告を求めます。

初めに、事業委員長の報告を求めます。事業委員長、松尾 匡君。

○松尾事業委員会委員長 議長の許可を得ましたので、事業委員会委員長報告をします。

3月5日の本会議において、本委員会に付託されました11件の案件については、3月7日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願ひします。

議案第2号、平成30年度岬町一般会計補正予算（第8次）については、本委員会に付託された案件は、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第5号、平成30年度岬町水道事業会計補正予算（第2次）については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第6号、平成31年度岬町一般会計予算について、本委員会に付託された案件は、委員会記録のとおり、質疑応答、賛成討論があり、満場一致で可決されました。

議案第9号、平成31年度岬町下水道事業特別会計予算については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第10号、平成31年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算については、委員会記録

のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第15号、工事委託契約の締結について（南海本線と町道海岸連絡線との立体交差に関する橋梁上部工架設工事）は、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第16号、工事請負契約の変更について（平成30年度町道海岸道路整備工事（その1））から議案第18号、工事請負契約の変更について（平成30年度町道海岸道路整備工事（その3））についてまでの3件は一括議題とし、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、3件とも満場一致で可決されました。

議案第22号、岬町太陽光発電施設の設置及び管理に関する条例の制定については、委員会記録のとおり、質疑応答、賛成討論があり、満場一致で可決されました。

議案第23号、非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された11議案について、私の委員長報告を終わります。

○道工晴久議長 事業委員長の報告が終わりました。

ただいまの事業委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、厚生委員長の報告を求めます。厚生委員長、出口 実君。

○出口厚生委員会委員長 議長の許可を得ましたので、厚生委員会委員長報告をいたします。

3月5日の本会議において、本委員会に付託されました10件の案件については、3月8日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告をいたします。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願いを申し上げます。

議案第2号、平成30年度岬町一般会計補正予算（第8次）について、本委員会に付託された案件は、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決をされました。

議案第3号、平成30年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第3次）については、委

員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決をされました。

議案第4号、平成30年度岬町介護保険特別会計補正予算（第3次）については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決をされました。

議案第6号、平成31年度岬町一般会計予算について、本委員会に付託された案件は、委員会記録のとおり、質疑応答、賛成討論があり、満場一致で可決をされました。

議案第7号、平成31年度岬町国民健康保険特別会計予算については、委員会記録のとおり、質疑応答、反対討論があり、挙手多数で可決をされました。

議案第8号、平成31年度岬町後期高齢者医療特別会計予算については、委員会記録のとおり、質疑応答、反対討論があり、挙手多数で可決をされました。

議案第11号、平成31年度岬町介護保険特別会計予算については、委員会記録のとおり、質疑応答、反対討論があり、挙手多数で可決をされました。

議案第24号、岬町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正については、委員会記録のとおり、質疑応答、賛成討論があり、満場一致で可決されました。

議案第25号、岬町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正については、委員会記録のとおり、質疑はなく、賛成討論があり、満場一致で可決をされました。

議案第26号、岬町介護保険条例の一部改正については、委員会記録のとおり、質疑はなく、賛成討論があり、満場一致で可決をされました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された10議案について、私の委員長報告を終わります。

ありがとうございます。

○道工晴久議長 厚生委員長の報告が終わりました。

ただいまの厚生委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、総務文教委員長の報告を求めます。総務文教委員長、小川日出夫君。

○小川総務文教委員会委員長 議長の許可を得ましたので、総務文教委員会委員長報告をします。

3月5日の本会議において、本委員会に付託されました8件の案件について、3月12日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会

議規則第41条第1項の規定により報告します。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

議案第2号、平成30年度岬町一般会計補正予算（第8次）について、本委員会に付託された案件は、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく満場一致で可決されました。

議案第6号、平成31年度岬町一般会計予算について、本委員会に付託された案件は、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第12号、平成31年度岬町淡輪財産区特別会計予算についてから議案第14号、平成31年度岬町多奈川財産区特別会計予算についてまでの3件は一括議題とし、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、3件とも満場一致で可決されました。

議案第19号、岬町水道事業の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、本委員会記録のとおり、質疑、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第20号、岬町総合計画条例の制定については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第21号、岬町庁舎整備検討委員会条例の制定については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された8議案について、私の委員長報告を終わります。

○道工晴久議長 総務文教委員長の報告が終わりました。

ただいまの総務文教委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、三常任委員長の報告が終わりました。

ただいまから議案第2号、「平成30年度岬町一般会計補正予算（第8次）について」討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第2号を起立により採決します。

本件について、各委員長の報告は、原案可決であります。

各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号、「平成30年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)について」討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第3号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第4号、「平成30年度岬町介護保険特別会計補正予算(第3次)について」討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第4号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第5号、「平成30年度岬町水道事業会計補正予算(第2次)について」討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第5号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第6号、「平成31年度岬町一般会計予算について」討論を行います。

討論ございませんか。中原 晶君。賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 反対です。

○道工晴久議長 どうぞ。

○中原 晶議員 議案第6号、平成31年度岬町一般会計予算について、賛成しかねる立場から討論に参加したいと思います。

来年度の一般会計予算については、住民要望に応える前向きな事業が多く確認できたと考えております。

厚生委員会の審査においては、子ども医療費助成の対象年齢を満15歳から満18歳までに引き上げる英断を確認いたしました。大きな子育て支援となり、保護者への励ましとなることは間違いありません。

さらに、子育て支援センターの屋上の防水対策工事についても、雨が降るたびに対策に苦慮していた職員の皆さんを初め、多くの利用者に歓迎されることと積極的に評価できると考えます。

事業委員会の審査においては、民間ブロック塀の撤去補助金の継続や拡充についても確認をされ、安全・安心なまちづくりにつながるものと考えます。

また、古港への雨水対策としてポンプの設置が予算化されたことは、地元からの強い要望に応える施策として前向きに評価できるものであります。

教育分野においては、ICT教育環境の整備として、各小学校のパソコンをノート型パソコンに更新するとの適切な対応がなされるとお聞きいたしました。

しかしながら、かねてより主張してきた海釣り公園納付金の割合の見直しが行われず、青

少年センターの清掃、補完業務を行う職員の雇用形態の見直しもなされない見通しであります。

また、大阪府の老人医療費助成制度の改悪によって負担が増やされ、対象から切り捨てられた方々への手当は何ら行われない見通しであります。

制度改正が急だったこともあり、担当職員の皆さんにおいては大変なご苦勞をなされたことと思います。苦勞して、住民の皆さんに喜ばれるなら報われるところでしょうが、その全く逆のことを押しつけられて、やりきれなかったのではないのでしょうか。

老人医療費助成制度は、およそ2年後に経過措置が廃止されます。制度の廃止に伴う対策を検討されるよう、改めて求めるものであります。

児童虐待の防止にかかわって、外部の専門職をアドバイザーとして会議等に参加していただくことが確認されました。

しかしながら、来年度から市町村に設置が義務づけられる子ども家庭総合支援拠点の計画はなく、調整担当者の常勤職員の配置についても今後の検討課題とされていました。

厚生委員会でも確認されたとおり、児童虐待の件数は増加傾向にあり、一刻の猶予も許されません。来年度できるだけ早い時期に具体化することをこの場で求めます。

就学援助費については、それぞれの費目において国基準と同額の支給が行われており、生活保護基準の行き先が強行された後もそれに講じて基準を引き下げなかったことは評価できますが、かねてから求めてきた基準の見直しが行われず、体育実技用品費など費目の拡充もされないままです。

今、何より求められているのは、国や大阪府からの住民に対する攻撃からいかに住民の暮らしを守るかという点であります。

10月からの消費税増税が前提となった予算であることも看過できませんが、国民健康保険の都道府県化による保険料の負担増、たび重なる医療と介護の負担増、対象切り捨ての冷たい政治から住民の暮らしを足元から支え、温める政治が必要であります。

その点から考えると、国や大阪府からの荒波の防波堤としての岬町の役割には不十分と言わざるを得ず、賛成しかねると考えるものであります。

なお、この機会にあわせて申し上げますが、昨年台風発災後、入札の不調やそれに伴う随意契約、1社入札が増加しており、必要な工事などが計画どおり進められない状況が生まれております。

行政としては大変苦慮するところと思いますが、入札や工事の発注においては、公正明朗

な運用が行われるよう、この場をおかりして申し添えたいと思います。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。辻下正純君、どうぞ。

○辻下正純議員 平成31年度一般会計予算について、私から賛成の立場で討論をさせていただきます。

少子高齢化や人口の減少など、我が岬町を取り巻く厳しい環境の中においても、この予算の中身を見るとまちを元気にするさまざまな事業が計上されております。

特に、農業、まちの安全・安心、地方創生、三つの分野について発言させていただきます。

農業分野では、農業公園の構想を策定することで、岬町が持つ資源をより一層活用していただきたいと思います。

まちの安全・安心の分野では、防災行政無線や備蓄倉庫の整備を通じて住民の生命と財産を守る取り組みを強化していただきたいと思います。

地方創生分野では、広域サイクルツーリズム事業について、航路復活を目指し、引き続き全力で取り組んでいただきたいと思います。

こうしたさまざまな取り組みが積極的に展開されることで岬町の活力が回復されることを期待しております。

今後とも、住民ニーズをしっかりと把握し、住民サービスを意識したきめ細やかな町政の運営を求め、期待を込めまして私の賛成討論といたします。

○道工晴久議長 他に討論。反対の方ございませんか。

和田勝弘君。

○和田勝弘議員 賛成。私は平成31年度の一般会計の当初予算について賛成討論をいたします。

この当初予算に各新規道路が実施されていますが、特に、町道海岸連絡線道路は大きな新規事業です。

昨年も賛成討論をいたしました。この大きな新規事業は難しいと思いますが、住民の皆さんの津波の避難道路ともなります。また、岬町の発展と繁栄につながる将来の連絡道路となります。

また、各部門においても、平成31年度の予算も努力されていますので、賛成討論といたします。

○道工晴久議長 他にございませんか。竹原伸晃君、賛成ですか、反対ですか。

○竹原伸晃議員 賛成です。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 一般会計当初予算につきまして賛成の立場で討論に加わらせていただきます。

財政厳しい中、このように新規施策等々いっぱい盛り込んで計画していただいたことに敬意を表します。

特に何点か挙げますと、学校施設長寿命化策定事業、学校はやはり地域の拠点でございます。使い方、いろいろ検討していかなければならない中、長寿命化することは必要となってきております。

ほかに防災対策の面におきまして、消防団の資機材、可搬ポンプの購入事業等も予定されているということでございます。

辻下議員も言われておりましたが、広域サイクルツーリズム事業におきまして、3カ年の計画の中2年目、ビジネスモデルとして成立する、これを目指して推進していくといったことが見受けられます。

これは町行政だけではなく、町内の各種団体、また民間事業者等々を積極的に巻き込んで岬町自身が活性化するように計画されているということも議論の中でわかってきております。

以上のことを踏まえて、平成31年度もしっかりとまちづくりが取り組めるということが見受けられましたので賛成とさせていただきます。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第6号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○道工晴久議長 起立多数であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第7号、「平成31年度岬町国民健康保険特別会計予算について」討論を行います。

討論ございませんか。中原 晶君。賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 反対です。

議案第7号、平成31年度岬町国民健康保険特別会計予算について、反対の立場で討論を行います。

厚生委員会の審査において、来年度の保険料の引き上げの見込みが示されたところであります。これは、今年度から開始された都道府県単位化によるもので、標準保険料率の引き上げについて言及されました。

大阪府の標準保険料率においては、所得割、均等割、平等割のいずれにおいても引き上げられ、加入者の強い願いである保険料の引き下げは実現されない見通しであります。

制度改正前から警鐘を鳴らしてきた保険料の引き上げが制度開始年目からあらわになり、加入者の生活と健康を脅かすものとなす。

国民健康保険は構造上高い保険料にならざるを得ず、思い切った公費の投入以外に保険料引き下げは実現できません。

全国自治会、全国市長会、全国市町村会なども抜本的な国庫負担割合の引き上げを求めているところであります。

しかしながら、もう一方で標準保険料率は参考値にしか過ぎず、自治体には従う義務はありません。

地方自治の原則に基づき、保険料を抑制し、引き下げることが法的には妨げられないものであります。

しかしながら、岬町は独自の努力を行わず、来年度については加入者に高い保険料が押しつけられることが示された以上、賛成するわけにはいかないと考えるものであります。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。竹原伸晃君、賛成ですか、反対ですか。

○竹原伸晃議員 賛成です。

○道工晴久議長 どうぞ。

○竹原伸晃議員 議案第7号、平成31年度岬町国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場で討論に加わらせていただきます。

平成27年5月に成立し、平成30年4月から導入されています持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険等の一部を改正する法律を受けて、平成31年度も予算化されたもので、市町村ごとに異なっていた保険料率や保険料の減免の基準を府内で統一し、持続可能な医療保険制度の財政基盤の安定化、また負担の公平化、医療費適正化に向けて措置されたものとしつかりと見受けられます。

この議論は以前からありましたけれども、やはり大きなところにみんなで公平に制度を受

けるといったことが見受けられますので賛成とさせていただきます。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第7号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○道工晴久議長 起立多数であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第8号、「平成31年度岬町後期高齢者医療特別会計予算について」討論を行います。

討論ございませんか。中原 晶君。賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 反対です。

○道工晴久議長 中原 晶君、どうぞ。

○中原 晶議員 議案第8号、平成31年度岬町後期高齢者医療特別会計予算について賛同できないと考える立場から、討論を行います。

75歳という年齢で強制的に加入させられ、2年ごとの保険料の見直しで値上げの不安に脅かされる制度として、かねてから速やかな廃止を求める立場は繰り返し申し上げてきたところであります。

来年度は、保険料の軽減策の見直しにより、負担が倍に増やされることが厚生委員会でも示されたところであり、重い保険料負担を軽くすることが高齢者の日々の暮らしを支えるものであることから、負担を増やすことを押しつける来年度予算には賛成できないと考えるものであります。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。奥野 学君、賛成ですか、反対ですか。

○奥野 学議員 賛成です。

○道工晴久議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 私は議案第8号、平成31年度岬町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場から討論をいたします。

後期高齢者医療制度における低所得者の保険料軽減制度の改正は、これまで9割軽減を受けていた方の保険料が段階的に元の7割軽減に軽減割合が下がる内容で、対象の方にとって

は負担増になる一方で、保険料軽減の所得判定基準の改正は、今まで軽減を受けられなかった方が2割軽減に、また2割軽減から5割軽減に軽減割合が引き上げられる方が増えるといった内容で、制度の拡充が図られるものです。

このことから、軽減割合が下がり負担増になる改正と、軽減対象者の増加につながるといった拡充が図られる二通りの改正があり、どちらを重視して賛成するか反対するか悩むところだが、ほかの制度において低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援金の支給が平成31年度で予定され直ちに負担増にならないと聞いている。

このようなことから、今回の制度改正の内容をもとに調整された平成31年度後期高齢者医療特別会計を評価して賛成討論といたします。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第8号を起立により採決をいたします。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○道工晴久議長 起立多数であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第9号、「平成31年度岬町下水道事業特別会計予算について」討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第9号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第10号、「平成31年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算について」討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第10号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第11号、「平成31年度岬町介護保険特別会計予算について」討論を行います。

討論ございませんか。中原 晶君、賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 反対です。

○道工晴久議長 どうぞ。

○中原 晶議員 議案第11号、平成31年度岬町介護保険特別会計予算について、反対の立場から討論を行います。

今年度から引き上げられた保険料が来年度も注意されるとのことで、低所得者への軽減対策が一定なされるとはいえ重い負担に変わりはなく、賛同できないと考えるものであります。

介護保険制度においては、毎年のように利用料の負担が増やされ、総合事業の導入により介護保険サービスからの追い出しが進められております。

高齢者の暮らしと介護の担い手である現役世代の生活を守るには、負担の軽減と必要なサービスの提供が欠かせません。そのための努力を合わせて求めるものであります。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。坂原正勝君、賛成ですか、反対ですか。

○坂原正勝議員 賛成です。

○道工晴久議長 どうぞ。

○坂原正勝議員 私は、議案第11号、平成31年度岬町介護保険特別会計予算について、賛成の立場から3点の理由を述べて討論いたします。

まず1点目の理由は、介護保険特別会計が健全に運営されていることであります。介護給付費については、過去に大きな伸びが続いておりましたが、平成31年度予算では前年度並みの予算となっており、介護予防など、日ごろの町行政の努力が見られることから、今後も

健全な保険財政の運営をされることを期待するものです。

次に、2点目の理由として、厚生委員会でも答弁の中で認知症政策をさらに推進していくとありました。このことから賛成するものです。今後、認知症高齢者が増加することが予想されており、より一層の認知症の啓発と予防に努められるようお願いしたいと思います。

最後、3点目の理由としましては、低所得者に対する保険料の軽減措置に関する対応です。低所得者の保険料負担を軽減することで、消費税増税が予定されている中で生活の負担が少しでも軽くなることが期待できるからであります。

以上のことから勘案しまして、平成31年度岬町介護保険特別会計予算について評価し、賛成討論とします。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第11号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○道工晴久議長 起立多数であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第12号、「平成31年度岬町淡輪財産特別会計予算について」討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、議案第12号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第13号、「平成31年度岬町深日財産区特別会計予算について」討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、議案第13号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第14号、「平成31年度岬町多奈川財産区特別会計予算について」討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、議案第14号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第15号、「工事委託契約の締結について(南海本線と町道海岸連絡線との立体交差に関する橋梁上部工架設工事)」について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、議案第15号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されま

した。

続いて、議案第16号、「工事請負契約の変更について（平成30年度町道海岸連絡線道路整備工事（その1）」）について、討論を行います。

討論ございませんか。中原 晶君。賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 賛成です。

○道工晴久議長 反対の方ございませんか。

中原 晶君どうぞ。

○中原 晶議員 議案第16号、工事請負契約の変更について（平成30年度町道海岸連絡線道路整備工事（その1））、今、討論の機会を与えていただいておりますのは、この議案第16号であります。その1、その2、その3と一体的なものとして捉えて、この機会に賛成の立場ではありますけれども、討論に参加したいと思います。

町道海岸連絡線道路整備工事においては、来年度末の完了を目指して工事が進められておりますが、このたび、その1、その2、その3と工事内容の変更による増額予算が示され、事業委員会において審査されました。

詳細な説明資料に基づく審査が行われましたが、委員会審議において、その3工区の工事用仮設道路の追加にあたって委員会での答弁で釈然としない点があり、念のため現場を確認したところ、工事用仮設道路は既に工事が完了しておりました。

予算というのは、一定の目的に基づく事業において積算をもとに事業内容とあわせて金額が議会に示され、議員は提案された内容の可否を決するもので、事業の実施は可決された後に行われるものであります。

それが今回、議会で可決される前に、既に工事が進められ完了していることが発覚いたしました。これは議会軽視のそしりを免れず、不誠実で重大な瑕疵と指摘せざるを得ません。

一事が万事という言葉がありますが、このようなことが一度行われれば岬町が提案する議案全てが信頼性を欠くものとなり、今回の議案の提案はだまし討ちとでも言うべき許しがたしい行いであることを強く批判するものであります。

しかしながら、この連絡道路は利便性や災害時の緊急避難などにおいて住民の利益にかなう側面があり、今回のいきさつがあったからといって反対までする立場ではありません。

行政においては、今後、このようなことが二度とないよう、誠実、厳正な議案の提案と事業の実施を求めます。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第16号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第17号、「工事請負契約の変更について（平成30年度町道海岸連絡線道路整備工事（その2）」）について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第17号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第18号、「工事請負契約の変更について（平成30年度町道海岸連絡線道路整備工事（その3）」）について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第18号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第19号、「岬町水道事業の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第19号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第20号、「岬町総合計画条例の制定について」討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第20号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第21号、「岬町庁舎整備検討委員会条例の制定について」討論を行います。

討論ございませんか。

討論ございませんか。中原 晶君。賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 賛成です。

○道工晴久議長 反対の方ございませんか。

中原 晶君どうぞ。

○中原 晶議員 議案第21号、岬町庁舎整備検討委員会条例の制定について、賛成の立場から討論を行います。

庁舎の建て替えについては耐震性の確保の観点からも、利便性や質の向上の観点からも必

要な課題であると認識するものであります。

しかしながら、今回、庁舎建て替えの計画の策定については、極めて短期間で基本計画を策定することが求められております。

その中においても、住民の声を最大限に取り入れ、複合的な役割もあわせて兼ね備えた新庁舎の設計がなされるよう求めて賛同したいと思います。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第21号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第22号、「岬町太陽光発電施設の設置及び管理に関する条例の制定について」討論を行います。

討論ございませんか。

中原 晶君。賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 賛成です。

○道工晴久議長 反対の方ございませんか。

中原 晶君、どうぞ。

○中原 晶議員 議案第22号、岬町太陽光発電施設の設置及び管理に関する条例の制定について、賛同する立場から討論を行います。

太陽光パネルの設置及び管理について、地域との共生や地域の住民の安全な生活、また岬町における良好な環境の保全など、必要なルールを定めるものとして第一に評価するものがあります。

再生可能エネルギーの普及は大いに進めるべきではありますが、かねてから太陽光パネルの設置については、住民合意を前提として進められるべきことを求めてきた立場から賛同するものであります。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。竹原伸晃君、賛成ですか。

○竹原伸晃議員 賛成です。

○道工晴久議長 どうぞ。

○竹原伸晃議員 私もこの件に関して、賛成の立場で討論に加わらせていただこうと思います。

太陽光発電施設、通称太陽光パネル、これに関しまして、やはり岬町は日射量がかなり高いという中、まだまだ普及してくるということが見受けられます。

その中で一定の規制を設けることは必ず必要となってくる。それに向けていろんな面から条例に組み入れていただいていることを確認できましたので、賛成とさせていただきます。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第22号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第23号、非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第23号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第24号、「岬町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について」討論を行います。

討論ございませんか。中原 晶君、賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 賛成です。

○道工晴久議長 反対の方ございませんか。

ないようですので、中原 晶君、どうぞ。

○中原 晶議員 議案第24号、岬町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について、賛成する立場から討論を行います。

来年度7月1日から満15歳から満18歳へ子ども医療費の対象年齢を引き上げる提案であり、子育て世帯への大きな励ましと暮らしを支えるものとなることでしょう。

町長の英断を高く評価し、賛成するものであります。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

ないようですので、以上で討論を終わります。

これより、議案第24号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第25号、「岬町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正について」討論を行います。

討論ございませんか。

中原 晶君、反対ですか、賛成ですか。

○中原 晶議員 賛成です。

○道工晴久議長 反対の方ございませんか。

中原 晶君、どうぞ。

○中原 晶議員 議案第25号、岬町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正について、賛同する立場から討論を行います。

本提案は、児童扶養手当の支払い回数を年3回から6回に増やすというものであり、適切な対応であることから、賛同するものであります。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第25号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第26号、「岬町介護保険条例の一部改正について」討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、議案第26号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

以上で、三常任委員会に付託されました案件は、全て議決されました。

各委員長の皆さん、委員の皆さんご苦勞様でございました。

○道工晴久議長 続きまして、日程第2、議案第27号、「平成31年度岬町一般会計補正予算(第1次)について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 日程第2、議案第27号、「平成31年度岬町一般会計補正予算(第1次)について」をご説明いたします。

本補正予算につきましては、松田副町長が3月末日をもって任期を終えられますが、深日港・洲本港間の航路復活に向け引き続き取り組む必要があることから、後任といたしまして国土交通省から新たに副町長を迎え入れるための経費及び今年10月に予定される消費税・地方消費税率の引き上げによる影響を緩和し、消費を下支えするために低所得者・子育て世帯向けのプレミアム付商品券事業の実施にあたり必要な予算を計上いたしております。

なお、プレミアム付商品券事業の概要につきましては、お手元の資料により、この後、総

務部の寺田理事から説明をさせていただきます。

それでは、議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,762万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億7,162万6,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。第1表、歳入歳出予算補正をご覧ください。まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては7ページ、8ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

国庫支出金につきましては4,607万5,000円を計上いたしております。内容といたしましてはプレミアム付商品券事業に充当するための補助金といたしまして、事業費補助金2,000万円を、事務費補助金2,607万5,000円をそれぞれ計上いたしております。

繰入金につきましては、本補正予算の編成に対して必要な財源を賄うための財政調整基金繰入金1,155万1,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては9ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照願います。

総務費といたしまして1,155万1,000円を計上いたしております。内容といたしましては、新たに迎え入れる副町長の人件費といたしまして給料、職員手当等、共済費を合計で1,140万7,000円を、移転料として、旅費7万6,000円を、防災服などの消耗品費6万8,000円をそれぞれ計上いたしております。

商工費につきましては、プレミアム付商品券事業といたしまして4,607万5,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、事業に従事する3人分の臨時職員賃金573万3,000円を、システム導入委託料に429万円を、プレミアム付商品券事業費補助金と事務費補助金の合計で2,895万3,000円をそれぞれ計上いたしております。

以上が補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 総務部理事、寺田武司君。

○寺田総務部理事 それでは、プレミアム付商品券事業の内容につきまして、本日お配りしておりますお手元のA3の資料によりご説明させていただきます。

それでは、プレミアム付商品券発行事業概要版をご覧ください。事業の背景と目的は本年

10月に予定される消費税率の影響を緩和し、地域における消費喚起を下支えするため、低所得者、子育て世帯向けのプレミアム付商品券を発行、販売するものです。

(1)の購入対象者は、住民税非課税者と3歳未満子育て世帯主となります。住民税非課税者は、本年1月1日を基準日として約3,700人を見込んでおります。また、3歳未満児の子育て世帯主は平成28年4月2日から本年9月30日までに生まれた子どもがいる世帯主のことで、3歳未満児を約300人を見込んでおり、合計で約4,000人を購入対象者として見込んでおります。

(2)のプレミアム付商品券事業の概要については、資料の右側のスケジュール表もあわせてご覧ください。

まず、利用期間は2019年10月から2020年3月までとなります。購入期間は2019年10月から2020年2月までとなります。これらの期間は国の通知内容に基づき設定しております。

プレミアム付商品券の発行総額は1億円で、うち2,000万円がプレミアム分、プレミアム率は25%となっております。

商品券の使用は、1枚当たり500円、10枚を1冊として販売し、販売額は1冊につき4,000円となります。

購入限度額は、対象者1名につき5冊分、2万円まで購入できます。

使用可能な店舗は、町内の店舗を対象として公募する予定としております。

販売方法は、販売所での引き換え販売を予定しております。

右側のスケジュール表をご覧ください。住民税非課税者については、本年6月ごろから広報活動や申請書類の送付を行い、購入申請受付や審査を経て対象者に購入引き換え券を送付いたします。対象者は、この購入引き換え券と引き換えにプレミアム付商品券を購入することになります。

また、3歳未満児の子育て世帯主につきましては、本年6月から9月にかけて対象者の抽出を行い、購入引き換え券を送付する予定としております。

プレミアム付商品券の販売方法につきましては、住民税非課税者と同様、購入引き換え券との引き換え販売となります。

全体の事業費は事業費分と事務費分に区分して計上しております。

事業費分はプレミアム付商品券のプレミアム分2,000万円を計上しております。

また、事務費分としてプレミアム付商品券の購入手続から換金までの一連の事務を行うた

めの必要経費として2,607万5,000円を計上しており、合計4,607万5,000円となります。

なお、これらの経費については、国の補助金として全額交付されることとなります。

説明は以上となります。

○道工晴久議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 新たな副町長を迎える計画とお聞きをいたしました。就任される期間ほどの程度、何年間とか、ご予定されているのかお聞きしておきたいと思います。

それから、プレミアム付商品券の事務にかかわってお尋ねをいたします。説明資料に基づいて詳細をご説明いただきましたが、対象として3歳未満の子が属する世帯主が挙げられておりますけれども、3歳未満の子どもが複数いても世帯主は1人として、1件当たりという扱いでこの引き換え券が送付されることになるのか。子どもの数に応じて、それぞれの世帯主に送られることになるのか。運用上のことをお聞きしておきたいと思います。

それから、使用可能店舗なのですが、町内の店舗を対象としてということでありましたが、町内の店舗は全て使用可能なのでしょうか、お聞きしたいと思います。お願いします。

○道工晴久議長 町長公室長、川端慎也君。

○川端町長公室長 中原議員のご質問にお答えさせていただきます。

新しく迎える副町長の任期につきましては、本年4月1日から2年間を予定しております。

○道工晴久議長 総務部理事、寺田武司君。

○寺田総務部理事 中原議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、3歳未満児が複数いる世帯主ですが、こちら、子どもさんが例えば3人おられましたら3人分購入できます。ただし、世帯主については3人の親御さんになりますので、こちらの世帯主に一括してお送りすることになります。

それと、2点目の使用可能な店舗ですが、こちらにつきましては、町内の店舗等を幅広く対象として公募して、町で登録する予定としておりまして、町内全ての事業者さんにお声かけはするような方向で調整しております。

○道工晴久議長 中原君、よろしいですか。

他にございませんか。小川日出夫君。

○小川日出夫議員 プレミアム商品券のことで1点確認をさせていただきます。

プレミアム商品券事業の概要(2)の3番目、発行総額1億円、うちプレミアム分2,0

00万円、プレミアム率25%と記載がありますが、少しこのところの補足説明を、なぜこれ25%になるのかなと素朴な疑問が浮かんでおります。

その下の下、購入限度額5冊で2万円、2万5,000円分まで。これを計算したら25%になるのですけども、この2点少し補足説明お願いいたします。

○道工晴久議長 総務部理事、寺田武司君。

○寺田総務部理事 小川議員のご質問にお答えさせていただきます。

発行総額1億円になりまして、プレミアム率が2,000万円ということで、プレミアム率で言いますと25%になると考えております。

あと、1冊当たり販売額が4,000円になりますので、4,000円を購入することで5,000円分の商品券を買えることになります。

そうになりましたら、1,000円分がプレミアムになり25%ということで、プレミアム率になるというふうに考えております。

あと、割引率で言いましたら、2万5,000円分を2万円で購入できますので、割引率では20%になり、プレミアム率で言いましたら25%ということでご理解いただければと考えております。

○道工晴久議長 総務部長、西啓介君。

○西総務部長 少し補足させていただきます。

先ほど、寺田のほうの説明させていただきました発行総額1億円、1億円分の商品券を発行することになります。

そのうち、プレミアム分として2,000万円なので、残り8,000万円分を今回の対象者の方にご購入いただくと、8,000万円分の2,000万円のプレミアムということですので25%になるということでご理解いただきたいと思います。

○道工晴久議長 他にございませんか。松尾 匡君。

○松尾 匡議員 2点お伺いします。

事務費分として経費が上がっております。これは、町からどこかの事業者に委託をされる予定なのか、また、その委託されるのであれば、どこかもう決められているところがあるのかどうかお聞きしたいと思います。

2点目、3歳未満子育て世帯主が購入対象ということで今回は出されておりますが、なぜ3歳未満児の子育て世帯主に限定しているのかお聞きしたい。と言いますのは、子どもが大きくなるにつれて子どもにかかるお金というのは多分増えていくはずなのですが、それが

3歳未満児の子育て世帯主に限定されているというその理由をお答えいただきたいなと思います。

○道工晴久議長 総務部理事、寺田武司君。

○寺田総務部理事 松尾議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、事務費分につきましては、商工会を初め、現在、委託する方向で調整しております。ただ、申請者の抽出等までは我々行政が直営で実施しまして、販売から換金までにつきましては商工会さんのほうで委託できないか、現在調整中になります。

それと2点目ですが、3歳未満児の子育てに限定しているということなのですが、こちらにつきましては国のほうが定めた全国一律の制度になりまして、このあたり、恐らく一番消費税率の引き上げが、低所得者とか子育て世帯0歳から2歳児までの消費に与える影響が大きいという判断で3歳未満児になったと我々は考えております。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 2点目の、3歳未満児の子育て世帯主に、国がそういう制度で持ってきているということですがけれども、国から明確なそういう理由というのはないのですかね。

○道工晴久議長 総務部理事、寺田武司君。

○寺田総務部理事 ご質問にお答えさせていただきます。

先ほどお尋ねいただきました、やはり、子どもが大きくなるほど、結構、学費等々かかってくると思うのですが、ただ基準、我々が国から示されたというところで、特に明確な理由等は示されておりませんが、地域における消費を喚起、下支えすることを目的としておりまして、子育て世帯0歳から2歳児の消費に与える影響が大きいというところから設定されていると考えております。

○道工晴久議長 他にございませんか。竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 プレミアム商品券の取り扱いに関して、一つお聞きしておきたいことがございます。

この以前にも同じような施策がありまして、そのときに課題として言われたのが、プレミアム商品券を持ってきて買い物してくれるのはいいのだけれども、この券をなかなか換金できないもので、次の仕入れができないのだ。自分の事業所が現金が回らずに逼迫しているのだという相談を受けたことがございます。その点に関して、何か取り組みがあるのならば披瀝していただきたいと思うのですが。

○道工晴久議長 総務部理事、寺田武司君。

○寺田総務部理事 竹原議員のご質問にお答えさせていただきます。

前回、プレミアム商品券を取り扱ったときに、登録の事業者から換金がなかなかできないということで手持ち資金がなくなり、事業がうまく回らないということは聞き及んでおります。

今回につきましても、できるだけ速やかに換金できるような体制を整えていきたいと考えております。

○道工晴久議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。中原 晶君。賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 反対です。

○道工晴久議長 中原 晶君どうぞ。

○中原 晶議員 議案第27号、平成31年度岬町一般会計補正予算(第1次)について、反対の立場から討論を行います。

新たに副町長を迎えるための予算化については反対ではございませんが、消費税増税対策として予算化をされているプレミアム付商品券の事業費については、賛成できないと考える立場から討論を行わせていただきます。

プレミアム付商品券については、対象が限定される上、10月からの消費税増税が実施されれば、その先に待ち受けている負担と暮らし、地域経済への打撃のほうはるかに大きいものであります。

また、先ほど質疑の中でありましたように、3歳児未満を対象としていることについても、質疑と答弁の中でお認めになったとおり、子どもは大きくなればなるほど教育や生活さまざまな面で費用がかかるものと、それは当然のことです。その点でも、3歳児未満の子育て世帯を対象と限定するという点には整合性がないものと考えています。

消費税の増税は今からでも中止することを求める立場から、反対するものであります。

○道工晴久議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 これで、討論を終わります。

これより議案第27号、「平成31年度岬町一般会計補正予算(第1次)について」を起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○道工晴久議長 起立多数であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

○道工晴久議長 日程第3、議案第28号、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長公室長、川端慎也君。

○川端町長公室長 日程第3、議案第28号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、ご説明させていただきます。

提案理由といたしましては、労働基準法の一部改正及び人事院規則の一部改正を踏まえ、職員の長時間労働の是正及び健康管理の観点から、超過勤務命令を行うことができる時間の上限について定める必要があるため、本条例に所要の改正を行うものであります。

今回の条例改正では、勤務時間外の時間における勤務に関し必要な事項は規則で定めるという文言を条例の条文に加えるものでありますので、送付させていただいております超過勤務命令の上限設定にかかる規則案の概要に沿って加える規則の概要について、ご説明をさせていただきます。

規則に定める事項の概要としまして、まず1、背景及び目的としまして、長時間労働是正のための措置として、働き方改革関連法案が平成30年7月に公布され、平成31年4月1日から施行されることとなり、国家公務員においても人事院規則が改正されたことに伴い、本町において職員の長時間労働の是正及び健康管理の観点から、超過勤務命令時間の上限設定等を定めるものであります。

2、超過勤務命令の上限についてご説明をさせていただきます。上限設定の内容としましては、①基本原則としまして、1カ月について45時間、かつ1年について360時間の範囲内と定めるものでございます。

②としまして、他律的な業務の比重が高い部署に勤務する職員については、1カ月につき100時間未満、1年について720時間、かつ2カ月から6カ月平均80時間以下の範囲内に定めるものでございます。

他律的な業務とは、業務量、業務の実施時期、その他の業務の遂行に関する事項をみずから決定することが困難な業務と人事院規則で規定されており、国の例示として、法令協議や予算折衝などが挙げられております。

③特例業務に従事する職員としまして、大規模災害等の対応等に当たる特例業務に係る部分については、上限は非適用となります。

今回の超過勤務制限の条例規則改正内容は、あくまでも人事院規則の改正に準じて、条例上では規則に委任し、規則改正の中で超過勤務制限の大枠を定めるものでございます。

決して、100時間未満までなら超過勤務させてよいというものではございません。

以上で、規則に定める事項の概要説明を終わります。

それでは、条例の一部改正について、お手元の議案書の裏面及び条例新旧対照表をご覧ください。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

3、前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し、必要な事項は規則で定める。

附則としまして、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 この件にかかわって、組合や団体との協議の状況はいかがか、お尋ねをいたします。

それから、いわゆる過労死ラインというのは、月に何時間とされているか。

あとは、他律的業務について説明をされましたが、こちらに示されているのは、国会におけるものが例示されておりますので、岬町では具体的にどこの部署か、この他律的業務の比重の高い部署というふうに捉えられるのか。要するに、時間外労働が多い部署はどこなのか、この機会にお尋ねをしたいと思います。

最後に、岬町において、いわゆるサービス残業というのはあるのかなのか、お尋ねをいたします。

○道工晴久議長 町長公室長、川端慎也君。

○川端町長公室長 中原議員のご質問にお答えさせていただきます。

何点かご質問いただきましたので、もし抜けているようであればよろしく申し上げます。

まず1点目に、組合との協議につきましては、この後に議案提案させていただきます給与

の独自削減とともにこの協議を行っております。岬町では二つの組合がございまして、一方の組合では5回、もう一方の組合におきましては4回協議を行ってきております。

他律的業務の範囲について議論がございまして、その中身については、今後、運用で定めていくということでご説明をさせていただいております。

もう1点、過労死の範囲ということで、条件の違いはございますが、月「80時間」「100時間」が過労死ラインと言われております。

もう1点、岬町でサービス残業を行っている部署があるかという問いに対しましては、ございません。

それで全部だったかと思うのですが、よろしく申し上げます。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 組合との協議については、一方は5回、もう一方は4回協議をなされたということで、丁寧な対応をされていると感じております。

ただ、その協議の結果はいかがであったのか、その点についても重ねてお聞きしたいと思います。

それから、他律的業務についてなのですが、今のご答弁ではちょっと具体的によくわかりませんで、もう少し具体的にお聞かせをいただければありがたいと思います。

○道工晴久議長 町長公室長、川端慎也君。

○川端町長公室長 中原議員のご質問にお答えさせていただきます。

組合との協議につきましては、回数を重ねて議論をさせていただいているところですが、他律的業務の範囲等について詳細を今後運用で定めていくということでご説明をさせていただいております。

もう1点、他律的業務の範囲が岬町ではどの部署に当たるかということでございます。国の基準では、関係省庁をまたぐ部署であるとかということが設定されておるところですが、岬町に置きかえるならば、予算折衝時に財政部局が他の部局と予算折衝協議をするということになってきます。それは財政部局も対象になるのかなということは、調査検討をしているところです。また一方、任命権者が異なる場合はこの業務に当たるとされています。

岬町で言いますと、任命権者は岬町長であるわけですが、教育委員会、選挙管理委員会等、別に任命権者がございますので、その部署についても他律的業務に当たるといふふうに現在考えております。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 最後の質問なので丁寧にお答えをいただきたいのですが、二つの組合との協議について重ねてお尋ねをします。

丁寧な協議が進められているということは認めますが、今までの答弁をお聞きしますと、妥結に至っていないと見るべきなのでしょうか。どのように受けとめたらいいのか。

結論として、組合との間ではどのような結論になっているのか、その点について、もう少し詳しくお聞きしたいと思います。

○道工晴久議長 町長公室長、川端慎也君。

○川端町長公室長 中原議員のご質問にお答えさせていただきます。

今回の条例改正につきましては、人事院規則をそのまま運用しておりますので、基本的に妥結という概念では、担当としては考えておりません。

ただ、丁寧な説明をさせていただく中で、他律的業務の範囲については、別途またお示しをさせていただくというふうに話をさせていただいております。

○道工晴久議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 中原 晶君。賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 賛成します。

○道工晴久議長 反対の方ございませんか。

それでは、中原 晶君どうぞ。

○中原 晶議員 議案第28号、職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部改正について、今後の労働者の立場に立った運用に期待をして賛同したいと思います。

内容については、基本原則月45時間以下と掲げられておりますけれども、規則の中で掲げられておりますが、これは月20日の勤務として、1日2時間以上の残業ができてしまうものでありまして、また、他律的業務の比重の高い部署については、過労死ラインに近い危険な働き方ということになりかねないものでありますので、労働者の健康を守るには不十分であると考えます。

しかしながら、二つの組合との丁寧な協議を重ねられ、また他律的業務の比重の高い部署についての考え方は、今後も協議を行いながら検討をしていくという方向性が示されました

ので、今後の協議において働く皆さんの健康を守る立場に立って運用されることを期待して賛同したいと思います。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第28号、「職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部改正について」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

○道工晴久議長 日程第4、議案第29号、「一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長公室長、川端慎也君。

○川端町長公室長 日程4、議案第29号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由としましては、行財政改革のさらなる推進を図り、総合計画に基づく重要施策の推進に資するため、本条例に所要の改正を行うものであります。

改正条文をご説明する前に、改正の内容をご説明申し上げます。

改正内容としましては、現在、平成30年4月から実施している職員給与の2%独自減額の期限が平成31年3月31日までとなっております。その期限を平成32年3月31日まで延長するものでございます。

職員の給与の独自減額につきましては、第1次及び第2次集中改革プランの期間におきまして実施し、第2次集中改革プランの終了にあわせ、平成28年度は一旦実施しておりませんでした。平成29年度以降も厳しい財政状況が続き、第3次集中改革プランがスタートをすることとなり、組合との労使協議を経て、平成29年4月から再び独自減額を実施してきた経緯がございます。

ただし、この独自減額に関しましては、毎年度の財政状況等を見きわめ、単年度ごとに組合と交渉を行い、翌年度における独自減額の実施についての判断をすることとしております。

今回につきましても、労使協議の手續を実施し、最終日の議案提案に至りました次第でございます。

では、改正条例案をご説明させていただきます。お手元の議案書及び裏面の新旧対照表をご参照ください。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第22項中、平成30年4月1日から平成31年3月31日までを、平成31年4月1日から平成32年3月31日までに改めるものです。

附則としまして、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

なお、労使協議の結果、二つの組合のうち、1組合とは合意に至り、協議は終了しております。もう一方の組合とは、法律上の協議は終了しておりますが、反対の立場を表明されております。

このような状況の中、職員の大多数が加入している職員団体と合意に至った経緯も踏まえ、今回、条例改正案について上程をさせていただいているものです。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ございませんか。中原 晶君、賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 反対です。

○道工晴久議長 どうぞ。

○中原 晶議員 議案第29号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、討論を行います。

説明の中で、毎年の協議を重ね二つの組合と折衝を行っていることが示されたところであり、その運用については丁寧さと誠実さを感じるところであります。

しかしながら、一方の組合とは合意に至らなかったという結果もお聞きしたところであります。

岬町職員の多数が加盟をしている、参加をしている組合とは合意に至ったということでもありますから、その結果を尊重すべきところかもしれませんが、職員も1人の生活者であり、消費者でありますので、2%の独自給与の減額によって働く意欲が損なわれかねないことや、

そのことが住民サービスの低下につながりかねない、この懸念が払拭できないために賛成するには至りません。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第29号、「一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○道工晴久議長 起立多数であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

○道工晴久議長 日程第5、議案第30号、「副町長の選任について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長、田代 堯君。

○田代町長 日程第5、議案第30号、副町長の選任について同意を求める件についてご説明を申し上げます。

提案理由は、本町の地方創生事業の推進を図るため、松岡裕二氏を選任したく、地方自治法第162条の規定より議会の同意を求めるものでございます。

本町では、平成29年7月1日に国土交通省近畿地方整備局から松田副町長の派遣をいただきました。

その就任以来、松田副町長は岬町の地方創生事業を全力で牽引し、特に、深日港洲本港航路の復活のため豊富な知識と経験、国との幅広い人脈をフルに活用し、本町の活性化に尽力され、この3月末で1年9カ月間の派遣期間を終えて国土交通省へ復帰されることになりました。

本町の地域活性化、地方創生事業の推進に関する本町を取り巻く状況は、平成29年4月に第二阪和国道の全線開通と連動した、道の駅みさき夢灯台の開駅により、道を起点とする賑わいが生まれてきております。

しかしながら、深日港洲本港間の航路再生、みなとオアシスみさきの積極的な活用等はまさにこれからが正念場となります。

特に、航路再生については、平成29年度の社会実験運航に引き続き、平成30年度におきましては、大阪湾をつなぐ広域型サイクルツーリズム事業を洲本市との広域連携事業とし

て実施し、2月24日に本年度の運航を終了したところであります。

今年度の運航につきましては、台風等の気象条件の影響によりさまざまな課題を認識したところですが、平成31年度以降につきましては、これらの課題を解決し、本格航路に向けたポートセールス、深日港のハード整備に向けた関係機関との連絡調整、連携強化が必要不可欠でございます。

松田副町長が国に戻られても、国とのつながり、絆が途切れることなく、さらに強化し、地方創生施策を加速するために松田副町長の後任が必要と判断し、国土交通省へ派遣要請を行い、今回、副町長の選任同意の議案提案に至ったものでございます。

それでは、副町長の選任について同意を求める件の議案書をご覧ください。

住所は、大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺662の3。氏名、松岡裕二。生年月日は昭和43年7月24日。

詳細な経歴等につきましては、裏面の経歴書をご参照願います。

また、今回の松岡氏の副町長としての任期につきましては、平成33年3月31日までの2カ年を予定しております。

なお、国の人事異動の内示が議会の開催中であったため追加議案となりましたが、何とぞご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は人事に関することですので、討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより、議案第30号、「副町長の選任について」を起立により採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。

よって、議案第30号は原案のとおり同意することに決定しました。

お諮りします。ただいま選任同意され、副町長として就任されます松岡裕二君から皆様に

ご挨拶をいたしたい旨の申し出がございますので、これを許可したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

それでは、松岡裕二君の入場を求めます。

(松岡裕二君 入場)

○松岡副町長 議会の皆様こんにちは。ただいま岬町副町長に選任いただきました松岡裕二と申します。

平成の次の新たな時代が幕を開ける節目の年に副町長に選任いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

大変光栄に感じておりますとともに、田代町長、町職員の皆様とともに町政の一端を担うという責任の重大さに身の引き締まる思いでございます。

私、平成6年、当時の運輸省に入省して以降、港湾や空港の分野において予算の関連業務や工事発注、工事監督といった、主に社会資本の基幹整備に関する業務に取り組んでまいりました。

また、関西空港2期の整備事業にも携わっておりました。

岬町では、2020年を目標年度とする第4次岬町総合計画で、「豊かな自然心かよう温もりの町”みさき”」を将来像に掲げ、喫緊の課題である人口減少問題に対応し、地方創生をなし遂げていくために、平成27年度に岬町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定され、町の魅力を発信し、多くの人を呼び込み、交流人口の拡大、定住人口の確保につながる取り組みを実施されておられます。

住民の皆様が岬町に生まれてよかった、岬町に住んでよかった、これからも住み続けたいと思える町を目指し、町の価値を高める施策を職員一丸となって取り組んでおられます。

創生総合戦略の目標の一つである、「新しい人の流れをつくる」については、みなとオアシス、道の駅みさき夢灯台などの観光交流拠点の整備や、関西国際空港を拠点とした大阪湾南周りの観光ルートの構築を重点的に取り組んでこられました。

特に、大阪湾南周りの観光ルートの構築に必要となる深日港と洲本港を結ぶ航路再生への取り組みとして、平成29年6月25日から9月30日までの約3カ月間の社会実験を実施されました。

さらに、平成30年7月1日から平成31年2月24日まで、観光とサイクリングを組み

合わせた広域サイクルツーリズム事業では、乗船者数は1万5,000人を超え、広域的な人の流れをつくり出すことが可能となり、深日洲本航路の復活に向けて着実に前進されていると思っております。

このような新しい人の流れを継続させるための取り組みが重要な施策の一つであると考えておりますので、これまで私が培ってまいりました国土交通省や関西国際空港会社での経験、人とのつながりを活用してまいりたいと思います。

また、田尻町に居を構えてまだ16年ですが、泉州地域にも多くの知り合いがおりますので、そういった人脈も生かせるのではないかと考えております。

もちろん、地域住民の方々との連携も重要ですし、泉州地域あるいは和歌山方面の方々との連携を密にしながら、地域活性化に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

しかし、個人の力は限られておりますので、町職員の皆様にご協力をいただきながら、また町議会の皆様にもご指導を賜りながら進めてまいりたいと思っております。

岬町のまちの価値を高めるため、何事に対しても積極的に取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますけど、選任にあたってのご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(拍手)

○道工晴久議長 すばらしい中身の決意を聞かせていただきまして、ありがとうございました。

では、どうぞご退出いただきたいと思います。

お諮りいたします。12時でございますが、もう若干で終わると思っておりますので、引き続き会議を続けたいと思っております。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 日程第6、報告第2号、「債権の放棄の報告について」を議題とします。

報告を求めます。水道事業理事、鵜久森 敦君。

○鵜久森水道事業理事 日程第6、報告第2号、債権の放棄の報告について、報告いたします。

本件につきましては、岬町債権管理条例第17条の規定により、債権を放棄したので、同条例18条の規定により報告するものでございます。

岬町債権管理条例第17条には、債権管理者は非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等の全部または一部

を放棄することができる」と規定されており、同条第1号には、破産法第253条第1項、会社更生法第204条第1項、その他の法令の規定により、債務者が当該非強制徴収債権につき、その責任を免れたとき、また同条第3号には、当該非強制徴収債権について第14条の規定による徴収停止をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお同条各号に該当し、これを履行させることが著しく困難または不相当であると認められるときと規定されており、この規定に基づき債権を放棄したものでございます。

報告書には、岬町債権管理条例施行規則第18条に規定しております、債権の名称、放棄した債権の額及び放棄した理由について記載しております。

債権の内容につきましては、水道料金9件、940万9,536円につきまして、債務者の破産手続により免責決定となったため、条例第17条第1号及び3号の規定により、その債権を放棄するものでございます。

なお、債務者番号7番につきましては、弁護士から破産申立を行うため、裁判所に納める費用すら捻出できないとの通知があったため、放棄した理由を3号としております。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○道工晴久議長 水道事業理事の報告が終わりました。

ただいまから質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 詳細は知るところではありませんけれども、総額としては非常に大きな金額となっております、債権を放棄した理由についても少しご説明をいただいたところであります。

このたびお尋ねしたいのは、放棄した債権の金額と対象期間が示されておりました、この対象期間が、例えば債務者番号1番でありますと、期間の最終時期については平成9年2月と示されております。

今は平成31年になっておりますので、平成9年2月から平成31年、現在に至るまでの債権についてはどうなるのかという素朴な疑問が発生しまして、これは1番から9番までお示しいただいている全ての方について言えることなのですが、ケースによったらお亡くなりになられているケースもあるかもしれませんし、施設に入所して、要するに水道料金が発生しない状況になっているのかもしれませんけれども、この先の時期の債権について、どのようになっているのかお尋ねをいたします。

○道工晴久議長 水道事業理事、鵜久森 敦君。

○鵜久森水道事業理事 お答えします。

水道企業会計では、債権を放棄するためには事前に貸倒引当金の計上が必要になってまいります。

水道会計の経営が厳しく、貸倒引当金を計上することができませんでしたが、今年度は一般会計から長期借入金を借りることができまして、一時借入金を返済することができ、経営改善が図られ、貸倒引当金を計上することができたことにより、債権放棄が今回は可能になったため行ったものでございます。

また、会計を放棄するためには、対象については詳細に調査する必要があります。今回は裁判所または弁護士から破産の報告があり、免責確認のとれたものを条例第17条第1号及び第3号の規定により放棄することといたしました。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今回の説明によりますと、債務者番号それぞれについて期間が定められていますが、この先に、破産の決定がなされて免責決定されたという方、また事業について、いわゆる倒産ということになった方もおられるのかもしれませんが、その方々は、この期間から先、現在に至るまで、さらに新たな債権が発生しているということになるのでしょうか。

○道工晴久議長 水道事業理事、鵜久森 敦君。

○鵜久森水道事業理事 お答えします。

この破産されてから水道料金のその後の債権は発生しておりません。これで、この方に関しては全額でございます。

○道工晴久議長 よろしいですか。他にございませんか。

ないようですので、ただいま受けましたことにつきまして質疑を終わりました。債権の放棄の報告についての件を終わります。

以上をもって、今期定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

以上で、本日の会議を閉じます。

これをもって、平成31年第1回岬町議会定例会を閉会いたします。

慎重審議ありがとうございました。

(午前12時08分 閉会)

以上の記録が本町議会第1回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成31年3月26日

岬町議会

議 長 道 工 晴 久

議 員 出 口 実

議 員 竹 原 伸 晃